

附属書Ⅰの日本国の表

注釈

留保事項の解釈に当たっては、当該留保事項に関する全ての事項を考慮する。留保事項は、当該留保事項が付される各章の関連規定に照らして解釈するものとし、「措置」が他の全ての事項に優先する。

一	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要	
		<p>農林水産業（植物育成者権）</p> <p>内国民待遇（第九・四条）</p> <p>最恵国待遇（第九・五条）</p> <p>中央政府</p> <p>種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条</p> <p>投資</p> <p>日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。</p> <p>(a) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国</p>

二	分野 小分野 産業分類 関連する義	農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本国の表の留保事項九で規定されているものを除く。） 内国民待遇（第九・四条）
		<p>が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合</p> <p>(b) その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあつては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十八年のUPOV条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のUPOV条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のUPOV条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p> <p>(c) その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護を認める国（その国の国民に対し日本国が植物育成者権その他植物育成者権に関する権利の享有を認めることを条件として日本国の国民に対し当該保護を認める国を含む。）であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合</p>

務	政府の段階	措置	概要
中央政府	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注）	注 この留保事項の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保事項の解釈について適用する。	<p data-bbox="943 602 1031 1637">対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資</p> <p data-bbox="732 602 927 1980">1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であつて、附属書Ⅱの日本国の表の留保事項九で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p> <p data-bbox="628 602 716 1980">2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する（注）。</p> <p data-bbox="365 602 612 1980">注 この概要において、この附属書の日本国の表の留保事項十、留保事項十二、留保事項十四、留保事項三十六、留保事項四十五、留保事項四十六、留保事項五十四及び留保事項五十六に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条（安全保障のための例外）が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。</p> <p data-bbox="261 602 357 1980">3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</p>

四	三
分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要
事業サービス 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三章及び第三章の三 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十	自動車整備業 自動車分解整備業 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六章 国境を越えるサービスの貿易 自動車分解整備事業を営もうとする者は、日本国内に事業場を設置し、その事業場の所在地を管轄する地方運輸局長の認証を受けなければならない。

五	
分野 小分野 産業分類 関連する義 務 政府の段階 措置	概要
回収代行のサービス 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第三条及び第四条	八号）第二章 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四章 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第三章 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第五章及び第六章 国境を越えるサービスの貿易 日本国内の企業に対し次のサービスを提供しようとする者は、日本国内に事業所を設置し、かつ、場合に応じ、権限のある当局の許可を受け、又は当該当局に届出を行わなければならない。 (a) 民間の職業紹介サービス（建設業務有料職業紹介サービスを含む。） (b) 労働者派遣サービス（港湾労働者派遣サービス、船員派遣サービス及び建設業務労働者就業機会確保サービスを含む。） 職業安定法又は船員職業安定法に基づいて権限のある当局の許可を受けた労働組合のみが、労働者供給サービスを提供することができる。

六	
分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要	概要
建設業 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二章 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第五章 国境を越えるサービスの貿易 1 建設業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣又はその営業所の所在	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条及び第七十三条 国境を越えるサービスの貿易 法律事件に係る法律業務を構成する回収代行のサービスを提供しようとする者は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しているか、日本国の法令による弁護士法人であるか、又は債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であり、かつ、日本国内に事務所を設置していなければならない。 いかなる者も、事業として他の者の債権を譲り受けて回収してはならない。ただし、債権管理回収業に関する特別措置法に基づいて設立された法人であって、同法に基づいて債権を取り扱うものを除く。

八	七	
分野 小分野 産業分類 関連する義務	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要	
流通サービス 公共卸売市場において提供される卸売サービス 市場アクセス（第十・五条）	流通サービス アルコール飲料に関連する卸売サービス、小売サービス及び問屋サービス 市場アクセス（第十・五条） 中央政府 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第九条から第十一条まで 国境を越えるサービスの貿易 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要がある場合には、掲げられた小分野のサービス提供者に付与する免許の数は、制限することができる（酒税法第十条第十一号）。	地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。 2 解体工事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その営業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

九	
分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要	政府の段階 措置 概要
教育、学習支援業 高等教育サービス 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 教育基本法（平成十八年法律第二百十号）第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条 国境を越えるサービスの貿易 日本国において学校教育として提供される高等教育サービスは、学校教育機関が提供しなければならない。学校教育機関は、学校法人が設置しなければならない。 「学校教育機関」とは、小学校、中学校、中等教育学校、義務教育学校、高等学校、大学、短期	中央政府 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第九条、第十条、第十五条、第十七条及び第三十三条 国境を越えるサービスの貿易 中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するために、中央卸売市場において卸売の業務を行う者の数の最高限度が定められている場合には、公共卸売市場における卸売サービス提供者に付与する許可の数は、制限することができる。

十	
分野 小分野 産業分類 関連する義 務 政府の段階 措置 概要	
熱供給業 内国民待遇（第九・四条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注） 注 この留保事項の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保事項の解釈について適用する。 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の熱供給業への投資を行うおととする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求され	大学、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園をいう。 「学校法人」とは、日本国の法律に基づき教育サービスを提供する目的で設立される法人であつて、営利目的でないものをいう。

十二		十一
分野	概要 措置 政府の段階 務 関連する義 産業分類 小分野 分野	情報通信業 電気通信業
情報通信業	<p>1 日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国政府又はその代表者</p> <p>(c) 外国の法人又は団体</p> <p>2 日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。</p>	情報通信業 電気通信業 内国民待遇（第九・四条） 経営幹部及び取締役会（第九・十一条） 中央政府 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条 投資

ることがある。

十三		
	<p>小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置</p>	<p>電気通信業及びインターネット付随サービス業 内国民待遇（第九・四条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注） 注 この留保事項の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保事項の解釈について適用する。 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行うおとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。</p> <p>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</p>
<p>分野 小分野 産業分類</p>	<p>製造業 船舶製造・修理業、船用機関製造業</p>	

	十四
<p>関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置</p>
<p>市場アクセス（第十・五条）</p> <p>中央政府</p> <p>造船法（昭和二十五年法律第二百二十九号）第二条から第三条の二まで 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の船舶の製造又は修理に利用することができるドックの設置又は拡張を行おうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。許可の発給は、経済上の需要を考慮しなければならない。</p>	<p>製造業 医薬品製造業</p> <p>内国民待遇（第九・四条）</p> <p>中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注） 注 この留保事項の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保事項の解釈について適用する。</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資</p>

	十五
	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置
<p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行うおとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、ワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。</p> <p>2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すこととなる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。</p> <p>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</p>	製造業 皮革製造業及び皮革製品製造業 内国民待遇（第九・四条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注） 注 この留保事項の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保事項の解釈について適用する。 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資

十六	分野 小分野 産業分類 関連する義務	船舶の国籍に関する事項 内国民待遇（第九・四条及び第十・三条） 経営幹部及び取締役会（第九・十一条） 市場アクセス（第十・五条） 中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条
	政府の段階 措置	1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の皮革製造業及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する（注）。 注 この概要において、この附属書の日本国の表の留保事項十、留保事項十二、留保事項十四、留保事項三十六、留保事項四十五、留保事項四十六、留保事項五十四及び留保事項五十六に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条（安全保障のための例外）が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。

	十七
概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置
<p>国境を越えるサービスの貿易及び投資</p> <p>日本国を旗国とする船舶を運航する登録会社の設立を通じて国際海上運送サービス（旅客及び貨物運送サービスを含む。）を提供する場合には、国籍要件を適用する。</p> <p>「国籍要件」とは、日本国の国民又は日本国の法令に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものにより、船舶が所有されなければならないことをいう。</p>	<p>計量サービス</p> <p>市場アクセス（第十・五条）</p> <p>現地における拠点（第十・六条）</p> <p>中央政府</p> <p>計量法（平成四年法律第五十一号）第三章、第五章、第六章及び第八章</p> <p>計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）</p> <p>指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令（平成五年通商産業省令第七十二号）</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>1 特定計量器の定期検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事（その場所が特定市町村の区域にある場合にあつ</p>
	概要（注）

ては、特定市町村の長）の指定を受けなければならない。

2 特定計量器の検定のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。

3 計量証明事業（特定計量証明事業を含む。）を行おうとする者は、日本国内に事業所を設置し、その事業所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

4 計量証明に使用する特定計量器の検査のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事の指定を受けなければならない。

5 特定計量証明事業者に対する認定を行おうとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。

6 計量器の校正等のサービスを提供しようとする者は、日本国内に法人を設立し、経済産業大臣の指定を受けなければならない。

注 この留保事項の適用上、

(a) 「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいう。

(b) 「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

(c) 3に規定する要件が適用される「計量証明事業」とは、次のものをいい、その登録については、経済産業省令で定める事業の区分に従って行う。ただし、国若しくは地方公共団体又は独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて当該計量証明の事業を適正に行う能力を有するものとして政令で定めるものが当該計量証明の

	十八
	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要
<p>事業を行う場合及び政令で定める法律の規定に基づきその業務を行うことについて登録、指定その他の処分を受けた者が当該業務として当該計量証明の事業を行う場合は、この限りでない。</p> <p>(i) 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量証明（船積貨物の積込み又は陸揚げに際して行うその貨物の質量又は体積の計量証明を除く。）の事業</p> <p>(ii) 濃度、音圧レベルその他の物象の状態の量で政令で定めるものの計量証明の事業（(i)に掲げるものを除く。）</p> <p>(d) 「特定計量証明事業」とは、(c)(ii)に規定する物象の状態の量で極めて微量のものの計量証明を行うために高度の技術を必要とするものとして政令で定める事業をいう。</p>	<p>医療及び福祉</p> <p>市場アクセス（第十・五条）</p> <p>現地における拠点（第十・六条）</p> <p>中央政府</p> <p>労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号） 国境を越えるサービスの貿易</p>

二十		
分野 小分野	十九 分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要	
石油業	<p>鉱業及び鉱業に付随するサービス</p> <p>内国民待遇（第九・四条及び第十・三条） 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府</p> <p>鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章 国境を越えるサービスの貿易及び投資</p> <p>日本国の国民又は日本国の企業のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる（注）。</p> <p>注 鉱業権又は租鉱権を必要とするサービスは、日本国の国民又は日本国の法律により設立された企業が鉱業法第二章及び第三章の規定に従って供給しなければならない。</p>	<p>日本国の法令に基づいて厚生労働大臣の認可を得た事業主の団体又はその連合団体のみが、事業主の委託を受けて労働保険業務を行うことができる。日本国の法令によりそのような労働保険業務を行うおとする団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。</p>

産業分類	関連する義務	政府の段階	措置	概要
内国民待遇（第九・四条）		中央政府	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注）	投資
			注 この留保事項の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保事項の解釈について適用する。	対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
				1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の石油業への投資を行うおとする外国投資家について適用する。
				2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する（注）。
				注 この概要において、この附属書の日本国の表の留保事項十、留保事項十二、留保事項十四、留保事項三十六、留保事項四十五、留保事項四十六、留保事項五十四及び留保事項五十六に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条（安全保障のための例外）が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。
				3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。

<p>二十二</p>	<p>二十一</p>	
<p>分野 小分野 産業分類</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>	
<p>自由職業サービス</p>	<p>自由職業サービス</p> <p>市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三章から第五章まで及び第九章 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>法律サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 法律サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく弁護士法人を設立しなければならない。</p>	<p>4 エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他の全ての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。</p>

<p style="text-align: center;">二十三</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>	<p>自由職業サービス</p> <p>市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第三章、第六章及び第八章 国境を越えるサービスの貿易</p>		<p>関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>	<p>市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第二章及び第四章 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>外国法に関する法的な助言サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により外国法事務弁護士としての資格を有しなければならず、その所属する弁護士会の地域内に事務所を設置しなければならぬ。</p> <p>日本国の法令に基づく外国法事務弁護士は、一年のうち百八十日以上日本国内に滞在しなければならない。</p>
--	---	--	--	---------------------------------------	--

二十五		
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要	
自由職業サービス	自由職業サービス 内国民待遇（第十・三条） 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第二章及び第三章 国境を越えるサービスの貿易 日本国の国民のみが、日本国内において公証人に任命されることができる。 公証人は、法務大臣が指定する場所に事務所を設置しなければならない。	弁理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により弁理士としての資格を有しなければならない。 弁理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく特許業務法人を設立しなければならない。

<p>二十六</p>	
<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>	<p>関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>
<p>自由職業サービス 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三章、第五章の二及び第七章 国境を越えるサービスの貿易 公認会計士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により公認会計士としての資格を有しなければならない。</p>	<p>市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章 国境を越えるサービスの貿易 司法書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により司法書士としての資格を有しなければならない。 司法書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく司法書士法人を設立しなければならない。</p>

二十八	二十七	
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要	
自由職業サービス	自由職業サービス 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三章、第四章及び第五章の二から第七章まで 税理士法施行規則（昭和二十六年大蔵省令第五十五号） 国境を越えるサービスの貿易 税理士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により税理士としての資格を有しなければならず、その所属する税理士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 税理士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく税理士法人を設立しなければならない。	公認会計士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく監査法人を設立しなければならない。

二十九	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要	自由職業サービス 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二章の二及び第四章の二から第五章まで 国境を越えるサービスの貿易 社会保険労務士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により社会保険労務士としての資格を有しなければならず、日本国内に事務所を設置しなければならない。
	関連する義務 政府の段階 措置 概要	市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第一章、第二章及び第六章 国境を越えるサービスの貿易 日本国の法令に基づく資格を有する建築士又はこれを使用する者が、他人の求めに応じ報酬を得て、設計、工事監理、建築工事契約に関する事務、建築工事の指導監督、建築物に関する調査若しくは鑑定又は建築に関する法令に基づく手続の代理を行うことを業としようとする場合には、日本国内に事務所を設置しなければならない。

三十一	三十	
分野 小分野 産業分類 関連する義	分野 小分野 産業分類 関連する義 務 政府の段階 措置 概要	
自由職業サービス 市場アクセス（第十・五条）	自由職業サービス 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第三章から第五章まで及び第八章 国境を越えるサービスの貿易 行政書士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により行政書士としての資格を有しなければならず、その所属する行政書士会の地域内に事務所を設置しなければならない。 行政書士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく行政書士法人を設立しなければならない。	社会保険労務士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく社会保険労務士法人を設立しなければならない。

三十二			<p>務 政府の段階 措置 概要</p>
<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>	<p>中央政府 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第十七条 国境を越えるサービスの貿易 海事代理士サービスは、日本国の法令により海事代理士としての資格を有する自然人が提供しなければならぬ。</p> <p>自由職業サービス 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三章から第五章まで、第七章及び第十章 国境を越えるサービスの貿易 土地家屋調査士サービスを提供しようとする自然人は、日本国の法令により土地家屋調査士としての資格を有しなければならず、その所属する土地家屋調査士会の地域内に事務所を設置しなければならぬ。 土地家屋調査士サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づく土地家屋調査士法人を設立しなければならない。</p>		

三十四	
分野	<p>三十三 分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>
不動産鑑定業	<p>不動産業</p> <p>市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二章 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二章及び第四章の二 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）第三章 国境を越えるサービスの貿易</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 宅地建物取引業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣又はその事務所 の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。 2 不動産特定共同事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、かつ、主務大臣若しくは はその事務所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受け、又は当該主務大臣に届出を行わな ければならない。 3 マンション管理業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省に備える登録 簿に登録を受けなければならない。

<p>三十五</p>	
<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置</p>	<p>小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>
<p>船員</p> <p>内国民待遇（第十・三条） 市場アクセス（第十・五条） 中央政府 船員法（昭和二十二年法律第百号）第四章 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第百十五号） 運輸省海上技術安全局船員部長通達（平成二年第三百二十七号） 国土交通省海事局長通達（平成十六年第五百五十三号）</p>	<p>市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第三章 国境を越えるサービスの貿易 不動産鑑定業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通省又はその事務所の所在地を管轄する都道府県に備える登録簿に登録を受けなければならない。</p>

	三十六
概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置
<p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>日本国の企業により雇用された外国人は、関連の通達に掲げる船員を除くほか、日本国を旗国とする船舶において働くことはできない。</p>	<p>警備業</p> <p>内国民待遇（第九・四条）</p> <p>中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注）</p> <p>注 この留保事項の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保事項の解釈について適用する。</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>投資</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の警備業への投資を行うおととする外国投資家について適用する。</p> <p>2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。</p> <p>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求され</p>

三十八		三十七
分野 小分野	概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置
測量業	<p>職業上の安全及び衛生に関するサービス</p> <p>市場アクセス（第十・五条）</p> <p>現地における拠点（第十・六条）</p> <p>中央政府</p> <p>労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五章及び第八章</p> <p>労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）</p> <p>作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二章及び第三章</p> <p>作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <p>作業機械の検査及び検定のサービス、職業上の安全及び衛生に関連する技能講習等のサービス又は作業環境測定サービスを提供しようとする者は、日本国内に居住し、又は事務所を設置し、かつ、厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受けなければならない。</p>	<p>ることがある。</p>

	三十九
<p>産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置</p>
<p>市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第六章 国境を越えるサービスの貿易 測量業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、国土交通大臣の登録を受けなければならない。</p>	<p>運輸業 航空運輸業 内国民待遇（第九・四条） 最恵国待遇（第九・五条） 経営幹部及び取締役会（第九・十一条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注） 注 この留保事項の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保事項の解釈について適用する。 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p>

概要

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章

投資

1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空運送事業への投資を行うおとする外国投資家について適用する。

2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する（注）。

注 この概要において、この附属書の日本国の表の留保事項十、留保事項十二、留保事項十四、留保事項三十六、留保事項四十五、留保事項四十六、留保事項五十四及び留保事項五十六に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条（安全保障のための例外）が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。

3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。

4 日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。

- (a) 日本国の国籍を有しない自然人
- (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
- (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
- (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)

四十	
分野 小分野 産業分類 関連する義務	
運輸業 航空運輸業 内国民待遇（第九・四条及び第十・三条） 経営幹部及び取締役会（第九・十一条）	<p>から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。</p> <p>5 日本国の航空運送事業者又は日本国の航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等の会社は、4(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であつて当該航空運送事業者又は当該会社の株式を保有するものからその氏名及び住所を株主名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより4(d)に掲げる法人に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。</p> <p>6 外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>7 外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>8 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。</p>

政府の段階	措置	概要
市場アクセス（第十・五条） 中央政府	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注）	<p>注 この留保事項の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保事項の解釈について適用する。</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章</p> <p>国境を越えるサービスの貿易及び投資</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空機使用業への投資を行うおとする外国投資家について適用する。</p> <p>2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する（注）。</p> <p>注 この概要において、この附属書の日本国の表の留保事項十、留保事項十二、留保事項十四、留保事項三十六、留保事項四十五、留保事項四十六、留保事項五十四及び留保事項五十六に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条（安全保障のための例外）が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。</p> <p>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</p> <p>4 航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与</p>

四十一	分野 小分野 産業分類 関連する義務	運輸業 航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録） 内国民待遇（第九・四条及び第十・三条） 経営幹部及び取締役会（第九・十一条） 市場アクセス（第十・五条） 中央政府 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章
	措置 政府の段階	えられない。 (a) 日本国の国籍を有しない自然人 (b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 5 外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

四十二	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要	<p>概要</p> <p>運輸業 通関業</p> <p>市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 通関業法（昭和四十二年法律第二百二十二号）第二章 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>通関業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、その業に従事しようとする地を管轄する税関長の許可を受けなければならない。</p>	<p>概要</p> <p>国境を越えるサービスの貿易及び投資</p> <p>1 次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>2 外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。</p>
-----	--	---	--

四十三	分野	運輸業
小分野	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）	
産業分類		
関連する義務	内国民待遇（第九・四条及び第十・三条） 最恵国待遇（第九・五条及び第十・四条） 経営幹部及び取締役会（第九・十一条） 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条）	
政府の段階措置	中央政府 貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）第三章から第五章まで	
概要	<p>国境を越えるサービスの貿易及び投資</p> <p>1 次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づいて行われ、また、この許可又は認可は、相互主義に基づいて与えられる。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員のおよそ三分の一以上が(a)</p>	

	四十四
	分野 小分野 産業分類 関連する義務
<p>運輸業</p> <p>貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）</p> <p>内国民待遇（第九・四条）</p> <p>最恵国待遇（第九・五条）</p> <p>経営幹部及び取締役会（第九・十一条）</p> <p>中央政府</p> <p>貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで</p> <p>貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）</p> <p>投資</p> <p>1 次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。</p> <p>(a) 日本国の国籍を有しない自然人</p> <p>(b) 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの</p> <p>(c) 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体</p> <p>2 貨物利用運送事業を営もうとする者は、日本国内に事務所を設置し、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。</p> <p>から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p>	<p>政府の段階措置</p> <p>概要</p>

四十五	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置	運輸業 鉄道業 内国民待遇（第九・四条） 中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注） 注 この留保事項の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保事項の解釈について適用する。 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 投資 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
		<p>(d) (a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員のおよそ三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により保有される法人</p> <p>2 1 (a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき行われ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。</p>

	四十六
<p>2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。</p> <p>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</p> <p>4 鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置</p> <p>運輸業 道路旅客運送業</p> <p>内国民待遇（第九・四条）</p> <p>中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注）</p> <p>注 この留保事項の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保事項の解釈について適用する。</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>投資</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の一般乗合旅客</p>
概要	

	四十七	
	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置	自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、適用されない。 運輸業 道路運送業 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二章 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）（以下この留保事項において「法律」という。）第二章及び第七章 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二章

四十八	分野 小分野 産業分類	運輸業 運輸に付随するサービス業	<p>概要</p> <p>国境を越えるサービスの貿易</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路旅客運送事業又は道路貨物運送事業を営もうとする者は、日本国内に営業所を設置し、かつ、国土交通大臣の許可を受け、又は同大臣に届出を行わなければならない。 2 一般乗用旅客自動車運送業に関しては、国土交通大臣は、同大臣が「特定地域」として指定した地域及び「準特定地域」として指定した地域において当該運送業を営もうとする者に許可を与えてはならず、また、当該運送業の事業計画の変更を認可してはならない。ただし、「準特定地域」については、一般乗用旅客自動車運送業の供給輸送力が輸送需要量を超えない場合等法律に基づき基準を満たす場合には、当該許可が与えられ、又は当該事業計画の変更が認可される。 3 一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業に関しては、国土交通大臣は、同大臣が「緊急調整地域」として指定した地域においてこれらの運送業を営もうとする者に許可を与えてはならず、また、これらの運送業の事業計画の変更を認可してはならない。その指定は、当該地域における一般貨物自動車運送業又は特定貨物自動車運送業の供給輸送力が既存の事業の実施が困難となる程度にまで輸送需要量に対して著しく過剰となっていると認める場合に行われる。
-----	-------------------	---------------------	--

	四十九
<p>関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>
<p>市場アクセス（第十・五条） 中央政府 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第四章 国境を越えるサービスの貿易 自動車道事業を営もうとする者は、国土交通大臣の免許を受けなければならない。免許の発給は、該当する一般自動車道の規模が、該当する地区における交通需要の量及び性質に適合するものであるかどうかといった経済上の需要の考慮に従う。</p>	<p>運輸業 運輸に付随するサービス業 内国民待遇（第十・三条） 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府 水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）第二章から第四章まで 国境を越えるサービスの貿易 日本国の国民のみが、日本国内において水先人になることができる。 同一の水先区において船舶を誘導する水先人は、水先人会を設立しなければならない。</p>

<p>五十一</p>	<p>五十</p>
<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務</p>	<p>分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要</p>
<p>運輸業 水運業 内国民待遇（第九・四条）</p>	<p>運輸業 水運業 内国民待遇（第十・三条） 最恵国待遇（第十・四条） 市場アクセス（第十・五条） 中央政府 外国等による本邦外航船舶運航事業者に対する不利益な取扱いに対する特別措置に関する法律（昭和五十二年法律第六十号） 国境を越えるサービスの貿易 他の締約国により日本国の外航船舶運航事業者が差別的な取扱いを受けている場合には、当該他の締約国の外航船舶運航事業者は、日本国内の港への寄港及び日本国内における貨物の積み込み又は取卸しを制限され、又は禁止される。</p>

政府の段階 措置	概要
中央政府 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注） 注 この留保事項の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保事項の解釈について適用する。 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条	投資 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の水運業への投資を行うおうとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が日本経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する（注）。 注 この概要において、この附属書の日本国の表の留保事項十、留保事項十二、留保事項十四、留保事項三十六、留保事項四十五、留保事項四十六、留保事項五十四及び留保事項五十六に規定する「国の安全」に言及していないことは、第二十九・二条（安全保障のための例外）が当該審査について適用されないこと又は日本国が当該審査を正当化するために同条を援用する権利を放棄することを意味するものではない。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続の適用から除外される。

五十二	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階	運輸業 水運業 内国民待遇（第九・四条及び第十・三条） 最恵国待遇（第九・五条及び第十・四条） 市場アクセス（第十・五条） 中央政府 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条 国境を越えるサービスの貿易及び投資 日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。
五十三	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階	技能検定 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条） 中央政府

	五十四
措置 概要	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置
<p>職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第五章 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>営利を目的としない一部の特定の団体（事業主の団体、その連合団体、一般社団法人、一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人）は、当該サービスを提供することができる。労働者の技能検定試験に関する業務を行おうとする当該団体は、日本国内に事務所を設置し、厚生労働大臣の指定を受けなければならない。</p>	<p>上水道業</p> <p>内国民待遇（第九・四条）</p> <p>中央政府</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条（注）</p> <p>注 この留保事項の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保事項の解釈について適用する。</p> <p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条</p> <p>投資</p> <p>1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。</p>

五十六	五十五	
分野 小分野 産業分類	分野 小分野 産業分類 関連する義務 政府の段階 措置 概要	
航空宇宙産業 航空機製造修理業	<p>卸売業及び小売業 家畜</p> <p>現地における拠点（第十・六条）</p> <p>中央政府</p> <p>家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第三条 国境を越えるサービスの貿易</p> <p>家畜の取引の事業を営もうとする者は、日本国内に住所を有しなければならず、その住所地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。この場合において、「家畜の取引」とは、家畜の売買若しくは交換又はそのあつせんをいう。</p>	<p>2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。</p> <p>3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。</p>

関連する義務	政府の段階	措置	概要
<p>内国民待遇（第九・四条及び第十・三条） 特定措置の履行要求（第九・十条） 市場アクセス（第十・五条） 現地における拠点（第十・六条）</p>	<p>中央政府</p>	<p>外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条（注） 注 この留保事項の適用上、外国為替及び外国貿易法第二十六条に定める「対内直接投資」の定義は、この留保事項の解釈について適用する。</p>	<p>対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条 航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第二条から第五条まで 国境を越えるサービスの貿易及び投資</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続は、日本国内の航空機産業への投資を行うおとする外国投資家について適用する。 2 審査については、当該投資が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。 3 投資家は、当該審査の結果に基づき、投資の内容の変更又は投資に係る手続の中止を要求されることがある。 4 居住者と非居住者との間の航空機産業に関する技術導入契約は、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件及び審査の手続に従う。 5 審査については、当該技術導入契約の締結が国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は

	<p>公衆の安全の保護に支障を来すことになる事態を引き起こすおそれがあるかどうかという観点から実施する。</p> <p>6 居住者は、当該審査の結果に基づき、技術導入契約の条項の変更又は当該契約の締結の中止を要求されることがある。</p> <p>7 この分野における製造業者及びサービス提供者に付与する許可の数は、制限することができない。</p> <p>8 航空機を製造し、又は修理サービスを提供しようとする企業は、日本国の法令に基づいて航空機の製造又は修理に関する工場を設立しなければならない。</p>

(この附属書中他の締約国の表は省略)